

荒尾商工会議所広告掲載事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、当所の資産を広告媒体として活用し、会員企業等の広告を掲載することにより、当所の新たな財源確保の一助とし、会員サービスの向上及び地域経済の活性化を図る広告掲載事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 「会議所だより」及び印刷物
 - イ 当所のホームページ
 - ウ 当所の財産
 - エ その他広告媒体として活用できる資産で、会頭が適当と認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に会員企業等の広告を掲載し、又は表示することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会頭が不適當と認めるもの

2 前号に定めるもののほか、広告掲載をすることが出来る広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告媒体の種類は、専務理事が別に定める。

(広告の規格等)

第 5 条 広告の規格、掲載期間、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに専務理事が定める。

(広告の募集方法等)

第 6 条 広告の募集方法、予定価格、申請方法及び選定方法は、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、専務理事が決める。

(広告掲載料)

第 7 条 広告掲載の決定を受けて広告主となった者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を納付しなければならない。

2 広告掲載料の納付に関する事項は、専務理事が別に定める。

(広告付物品の提供)

第 8 条 広告主は、前条第 1 項の規定による広告掲載料の納付に代えて、当該広告を掲載した物品（以下「広告付物品」という。）を提供することができる。

2 広告付物品の提供に関する事項は、専務理事が別に定める。

(審査)

第 9 条 広告媒体の選定及び広告掲載の可否を審査は、専務理事及び事務局長が審査し、正副会頭会議において承認を受ける。

2 審査に関する庶務は、総務課に置いて処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成 21 年 月 日から施行する。